

## 至誠館大学現代社会学部教授会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、至誠館大学（以下本学という。）学則第6条第2項及び至誠館大学学部規則第4条第2項の規定に基づき、至誠館大学現代社会学部教授会（以下「教授会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 教授会は、学長、学部長及び専任の教授並びに事務局長をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学部の専任准教授、講師、助教及び助手を加えることができる。

### (審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、次の事項について学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 建学の理念及び使命・目的並びにポリシーに関する事項
- (4) 学生の転学、留学、転専攻、編入学、再入学及び除籍に関する事項
- (5) 規程改正・制定・廃止等に関する事項

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項、教育課程の編成等に関する事項について審議し、学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (会議の運営)

第4条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を行う。

### (議事)

第5条 教授会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、学部長の決するところによる。

### (構成員以外の出席)

第6条 教授会に、理事長、副理事長、常務理事はオブザーバーとして出席することができる。

2 教授会が必要と認めた場合は、構成員以外の者を教授会に出席させ、その意見を聴くことができる。

### (議事録等)

第7条 教授会の事務は、総務課が処理するものとする。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則の改正に伴い、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規は廃止する。

制定	平成19年	4月	1日	
改正	平成21年	4月	1日	(第1回改正)
	平成21年	7月28日		(第2回改正)
	平成26年	4月	1日	(第3回改正)
	平成26年	6月	1日	(第4回改正)
	平成27年	4月	1日	(第5回改正)
	平成29年	4月	1日	(第6回改正)
	平成31年	4月	1日	(第7回改正)
	令和 3年	4月	1日	(第8回改正)
	令和 6年	4月	1日	(第9回改正)